

佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月13日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第1号

佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部を改正する規則

佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>別表（第10条関係）</p> <p>附属設備使用料</p> <table border="1" data-bbox="230 635 1099 679"><tr><td>略</td></tr></table> <p>注 1 <u>使用料は、条例別表第1に規定する使用単位の時間ごとの料金である。</u></p> <p><u>2・3</u> 略</p>	略	<p>別表（第10条関係）</p> <p>附属設備使用料</p> <table border="1" data-bbox="1158 635 2027 679"><tr><td>略</td></tr></table> <p>注 1 <u>展示用器具は、1日（午前9時から午後5時までをいう。）当たりの料金である。</u></p> <p><u>2 舞台大道具、舞台照明器具及び舞台音響器具は、1区分（午前9時から午前12時まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までのそれぞれの時間帯ごとの区分をいう。）ごとの料金である。</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p>	略
略			
略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。